令和７年度　浦安市立東野小学校　いじめ防止基本方針　概要版

「浦安市立東野小学校　いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第１３条の規定を受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

１　いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（１）基本理念

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない学校とするために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった継続的な取り組みを行っていく。

（２）学校及び教職員の責務

いじめを未然に防ぐため、教職員一人ひとりが、いじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校経営・学級経営等に努める。

２　いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（１）いじめについて

①定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②いじめの認知

いじめであるかどうかの判断は、学校が設置するいじめを認知する組織を活用し、組織的に行う。

③いじめの解消についての判断

児童同士の謝罪をもって安易に解消とはしない。少なくとも３か月を目安とする。

（２）基本施策

①学校におけるいじめの未然防止を図る。

②いじめの早期発見のための措置を講じる。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

（３）組織

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う「生徒指導部会」と「いじめ問題対策会議」を設置する。

【生徒指導部会】

（基本構成メンバー）
管理職　教務主任　生徒指導主任
全学年生徒指導担当教諭　集約担当

必要に応じて
当該学年主任　教育相談主任
情報教育主任　養護教諭
関係専科　スクールカウンセラー

【いじめ問題対策会議】

管理職　教務主任　生徒指導主任
当該学年生徒指導担当教諭
当該学級担任　養護教諭
当該学年集約担当　ｽｸｰﾙﾗｲﾌｶｳﾝｾﾗｰ

必要に応じて
関係学年教諭
教育相談主任
関係部活顧問

必要に応じて
教育委員会
市川児童相談所
浦安警察

【組織的ないじめの対応の流れ】

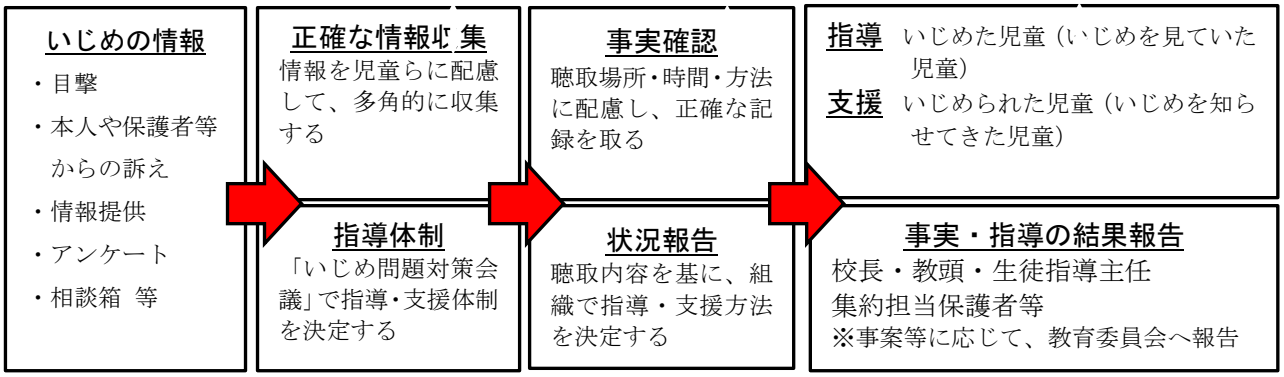

3　重大事態への対処

【重大事態発生時の連絡体制図】

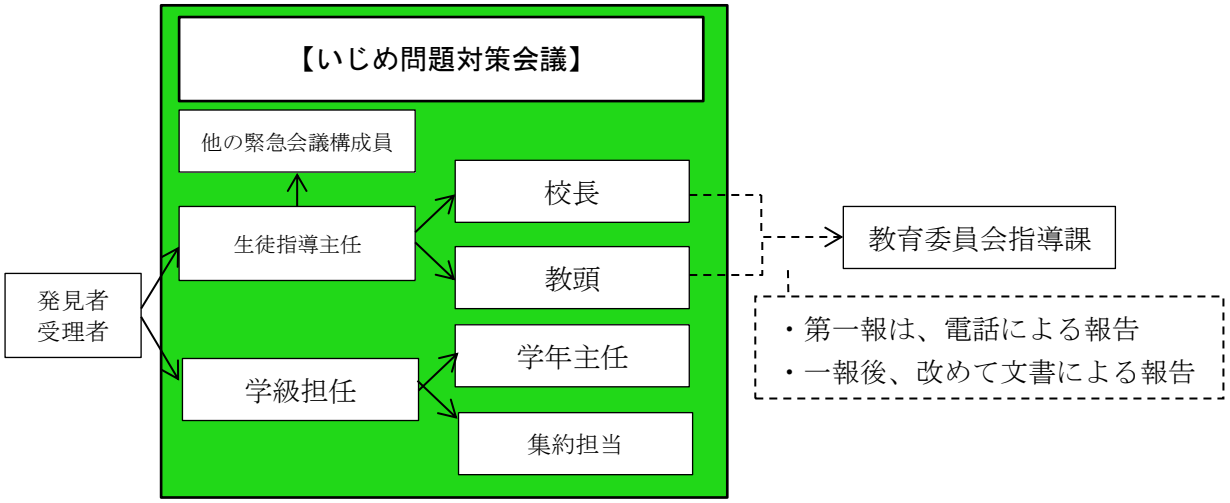

4　学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、学校評価にも評価項目を入れる。

5　家庭での取り組み

（1）日ごろから、子どもとの会話を大切にする。
（2）うそをついてはいけない、人が嫌がることはしてはいけないなど、人としてしてはいけないことや言ってはいけない言葉（死ね、殺すなど）について話し、守られているか見守る。
（3）悪いことをしたときは毅然と叱り、がんばったり良いことをしたりしたときはほめる。
（4）携帯電話やパソコンを使うルールを子どもと話し合って決め、守られているか見守る。
規範意識を育て、特にＳＮＳの使用時に、「ネットいじめ」につながらないよう、見守っていく。
（5）子どもから、いじめられている、または、友だちがいじめられている、と話があったら、事実を冷静に確認し、担任または学校（窓口は学年集約担当）に知らせる。
（6）服装などの汚れや乱れに気を配る。
（7）子どもの持ち物がなくなったり、増えたりしていないか気を配る。

東野小学校のすべての教職員は、組織的・計画的に
いじめの未然防止、早期発見、早期対応に
真剣に取り組んでいきます。